

## 令和4年度 第5回松本市公契約条例検討委員会 次第

令和4年11月14日（月）  
午後1時30分～  
第2応接室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 松本市公契約条例の概要について
  - (2) 特定公契約（＝労働環境報告書の提出対象）の適用範囲について
  - (3) 労働環境報告書の書式について
  - (4) 今後のスケジュールについて
- 4 閉会

【今後の日程（日程は今後調整）】・・・以下の日程のうち、5回の開催を予定

	開催候補日	時間	場所
1	令和4年4月15日（金）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
2	6月20日（月）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
3	9月20日（火）	午後1時30分～	第1応接室【本庁舎3階】
4	10月14日（金）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
5	11月14日（月）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
6	12月19日（月）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
7	令和5年1月20日（金）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】
8	<del>2月17日（金）</del>	<del>午後1時30分～</del>	<del>第1応接室【本庁舎3階】</del>
9	3月22日（水）	午後1時30分～	第2応接室【本庁舎4階】

## 資料1

## ① 松本市公契約条例（案）

令和4年〇月〇日  
条例第〇号

## （目的）

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念、市及び受注者等の責務その他基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、市内事業者の受注機会の確保、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、規則で定めるものをいう。
- (3) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 特定受注者 本市と特定公契約を締結する者をいう。
- (5) 下請負者 次に掲げる者をいう。
  - ア 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、受注者又はアに規定する者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
- (6) 受注者等 受注者及び下請負者をいう。
- (7) 労働者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。
  - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者
- (8) 賃金等 公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるものをいう。

## （基本理念）

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 締結に至る過程において、公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 適正な履行及び良好な品質を確保し、市民サービスの向上に努めること。
- (3) 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内の事業者に係る受注機会の確保に努めること。
- (5) 事業者の有する専門的な技術の承継を図ること。

- (6) 地域における雇用の確保及び担い手の育成を図ること。
- (7) 労働者の適正な労働条件その他の労働環境を整備すること。
- (8) 社会的課題の解決に資する取組み及び持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組みの推進に努めること。

#### (市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策及び前条の基本理念に基づく施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

- (1) 公正で透明な入札を実施するとともに、積極的な情報公開に努めること。
- (2) 契約の性質又は目的を踏まえた適正な入札方法等を採用するとともに、計画的な発注により履行時期の平準化を図ること。
- (3) 事業者が事業を維持継続するための担い手の育成及び確保に必要となる適正な利潤を確保できるよう、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引価格等を考慮した適正な予定価格を定めること。
- (4) 事業者等の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、事業者の休日、必要な準備期間等を考慮し、適正な工期を設定すること。
- (5) 専門的な知識又は技術等を有する事業者が市内に存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内の事業者に対する発注に努めること。
- (6) 法令遵守のために必要な措置を講じるとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

#### (受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる取組みその他第3条の基本理念に基づく必要な取組みを行い、公契約を誠実かつ適正に履行しなければならない。

- (1) 品質及び労働環境が向上するよう適正な価格での入札に努めること。
- (2) 下請負者に市内の事業者を選定するよう努めること。
- (3) 市内の事業者から資材を調達するよう努めること。
- (4) 地域において労働者を確保し、その育成に努めること。
- (5) 労働者の賃金その他の労働条件の向上及び安全な労働環境の整備に努めること。
- (6) 第3条の基本理念に基づき市が実施する施策に協力するよう努めること。

#### (下請業者との契約)

第6条 受注者は、下請負者との契約に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守し、下請負者との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

#### (労働環境報告書)

第7条 特定受注者は、規則で定めるところにより、特定公契約に係る労働者の賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類（以下「労働環境報告書」という。）を市長に提出しなければならない。報告した労働条件の内容に変更があった場合も同様とする。

- 2 特定公契約に係る下請負者は、規則で定めるところにより、労働環境報告書を特定受注者を通じて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により提出された労働環境報告書を閲覧に供するものとする。

#### (下請負者への明示)

第8条 特定受注者又はその下請負者は、その履行すべき公契約に係る業務の一部について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 第7条第2項の規定により労働環境報告書の提出義務があること。
- (2) 第7条第3項の規定により労働環境報告書は閲覧に供されること。
- (3) 第12条の規定により労働環境報告書の内容について報告等を求められることがあること。

#### (労働者への周知)

第9条 特定受注者及びその下請負者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が実施される作業場所の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 労働環境報告書の項目
- (3) 当該特定公契約に係る労働環境報告書の閲覧場所
- (4) 次条の規定により申出をすることができる旨及び当該申出をする場合の申出先並びに当該申出による不利益な取扱いは禁止されている旨

#### (労働者からの申出)

第10条 公契約に従事する労働者は、公契約に係る労働環境が法令に違反している疑いがあるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出及び公契約に係る労働環境に関する相談を受け付けるための窓口を設置するものとする。

#### (不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者等は、労働者が前条第1項の規定による申出を行ったこと及び同条第2項の規定による窓口相談をしたこと並びに次条の規定による質問に回答したことを理由に、当該労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### (報告等の求め)

第12条 市長は、労働環境報告書の内容並びに第10条第1項の規定による申出の内容を確認する必要があると認めるときは、受注者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該公契約に従事する労働者を含む関係者に質問することができる。

#### (関係機関への通報)

第13条 市長は、受注者等が法令に違反していると認めるときは、関係機関へ通報するものとする。

### (是正指導)

第 14 条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該受注者等に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講じるよう指導するものとする。

- (1) 労働環境報告書を提出せず、又は虚偽の労働環境報告書を提出したとき。
- (2) 第 12 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (3) 労働環境報告書の内容その他公契約に係る労働環境について改善の必要があると市長が認めるとき。

2 受注者等は、前項の規定による是正の指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の内容について市長に報告しなければならない。

### (公表)

第 15 条 市長は、受注者等が正当な理由がなく是正の求めに応じないときは、規則で定めるところにより、当該是正の求めに応じない受注者等に対し、一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する資格を有する者の指名を停止し、又はその氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該是正を指導した内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により指名の停止又は公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者等に対し、理由を明示して通知するとともに、弁明の機会与えなければならない。

### (従前従事労働者の雇用)

第 16 条 受注者は、公契約に係る業務（継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。）を履行するに当たっては、当該業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該業務に係る業務に従事していた労働者で、引き続き当該業務に従事することを希望する者を雇用するよう努めなければならない。

### (公契約審議会)

第 17 条 この条例の施行状況を検証するため、松本市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者及び労働者の代表者並びに学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### (委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年〇月〇日から施行する。

## 資料2

## ② 松本市公契約条例施行規則（案）

令和4年〇月〇日  
規則第〇号

## （目的）

第1条 この規則は、松本市公契約基本条例（令和4年松本市条例第〇号）。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （特定公契約）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める契約は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 予定価格1億円以上の工事請負契約

(2) 予定価格10万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約（以下「2号契約」という。）

ア 施設の清掃業務

イ 施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 施設の電話交換・受付業務

エ 施設の宿日直業務

(3) 松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条の規定により指定された指定管理者との協定

2 2号契約の予定価格は、契約期間が1年以下の場合は当該予定価格、1年を超える場合は予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。

3 公益社団法人松本地域シルバー人材センターとの契約は、2号契約の対象から除く。

## （労働環境の報告）

第3条 条例第7条第1項又は第2項の規定による報告は、公契約の種類に応じ、松本市公契約労働環境報告書（様式第1号、様式第1号の2）によるものとする。

## （報告書の閲覧）

第4条 条例第7条第3項の規定による閲覧は、財政部契約管財課で関係者に対して行うものとする。

## （労働者からの申出）

第5条 条例第10条第1項の規定による申出は、松本市公契約労働環境申出書（様式第2号）によるものとする。

## （相談窓口）

第6条 条例第10条第2項の相談窓口は、財政部契約管財課に設置するものとする。

**（是正の指導）**

第7条 条例第14条第1項の規定による指導は、松本市公契約労働環境等措置通知書（様式第3号）によるものとする。

**（是正の報告）**

第8条 条例第14条第2項の規定による報告は、松本市公契約労働環境等措置報告書（様式第4号）によるものとする。

**（公表の通知）**

第9条 条例第15条第2項の規定による通知は、松本市公契約指名停止等通知書（様式第5号）によるものとする。

**（継続的に実施する必要がある業務）**

第10条 条例第16条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号ウに掲げる業務
- (2) 指定管理業務
- (3) その他市長が別に定める業務

**（審議会）**

第11条 条例第17条の審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 6 審議会の庶務は、財政部契約管財課において処理する。

**（補則）**

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和5年〇月〇日から施行する。

# 松本市公契約条例の概要

## 目的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、市及び受注者等の責務その他基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、市内事業者の受注機会の確保、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。

## 松本市公契約条例(令和5年〇月〇日公布)

※本条例は令和5年〇月〇日から施行し、同日以降に締結した公契約から適用する。

### ○公契約とは(第2条)

- 本市が発注する次のいずれかに該当するもの
- 1 工事又は製造の請負
- 2 業務委託
- 3 物品の購入その他の契約
- 4 公の施設に関する指定管理の協定

### ○公契約に係る「基本理念」(第3条)

- 1 公契約の公正性、透明性及び競争性の確保
- 2 適正な履行及び良好な品質の確保並びに市民サービスの向上
- 3 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除
- 4 市内事業者の受注機会の確保
- 5 事業者の有する専門的な技術の承継
- 6 地域における雇用の確保及び担い手の育成
- 7 労働者の適正な労働条件その他の労働環境の整備
- 8 社会的課題の解決及び持続可能で活力ある地域社会の実現の推進

## 松本市 (上下水道局を含む。)

### 【本市の責務】(第4条)

- ① 公正で透明な入札の実施、積極的な情報公開
- ② 契約の性質又は目的にあった適正な入札方法の採用、履行時期の平準化
- ③ 取引価格等を考慮した適正な予定価格の設定
- ④ 事業者の休日等を考慮した適正な工期の設定
- ⑤ 市内の事業者に対する優先発注
- ⑥ 不正行為に対する厳正な対処

### 【実効性を担保するための取組み】

- ① 「労働環境報告書」の内容確認・閲覧(第7条)
- ② 労働者からの申出に対する調査等の実施(第12条)
- ③ 法令違反がある場合の関係機関への通報(第13条)
- ④ 条例違反等に対する是正指導(第14条)
- ⑤ 是正に応じない場合の公表(第15条)

### 【相談窓口を契約管財課(上下水道局)に設置】

- ① 労働者からの申出の受付及び申出に対する相談への対応(第10条)

## 事業者等 (元請業者及び下請業者)

### 【受注者等の責務】(第5条、第6条)

- ① 関係法令の遵守による労働環境の向上と公契約の適正な履行
- ② 品質及び労働環境等の向上に資する適正な価格での入札
- ③ 下請契約における市内事業者の選定及び市内事業者からの資材の調達
- ④ 地域における労働者の確保及び育成
- ⑤ 労働者の賃金等の向上及び安全な労働環境の整備
- ⑥ 市が実施する施策に協力
- ⑦ 下請契約の相手方との対等な立場の合意による契約の締結

### 【実効性を担保するための取組み】

- 特定公契約に係る労働環境の状況を確認するため、次に掲げる事項を実施する。
- ① 「労働環境報告書」の作成及び提出(第7条)
- ② 下請業者への明示(労働環境報告書の提出義務等)(第8条)
- ③ 労働者に対する書面等での周知(第9条)

## 周知

## 労働者等

公契約に従事する労働者は、労働環境が法令に違反している疑いがあるときは市へ申し出ることができる。(第10条)

## 公契約の締結

【共通の責務】  
労働関係法令等の遵守により労働環境の向上に努める。

## 労働環境報告書の提出

## 調査(是正指導等)

## 申出・相談

## 運用管理

## 公契約審議会 (第17条)

### 【審議会の設置目的】

- ・条例の施行状況を検証するため設置する。

### 【審議の内容】

- ・条例の施行状況に関すること。

### 【組織】

- ・委員6人以内で組織する。

## 【特定公契約の範囲】

### 施行規則(第2条)

- ① 予定価格1億円以上の工事請負
- ② 予定価格10万円以上の業務委託のうち、次に掲げる契約(シルバー人材センターとの契約は除く。)
- ア 施設の清掃業務
- イ 施設の警備業務(機械警備除く。)
- ウ 施設の電話交換・受付業務
- エ 施設の宿日直業務
- ③ 公の施設の指定管理業務

資料4

「労働環境報告書」の提出ありとしている自治体の適用範囲

●：施行規則で定めているもの ○：内規等で定めているもの

区分	適用範囲	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	結果	
		A 30万人	B 8万人	C 145万人	D 750万人	E 45万人	F 15万人	G 32万人	H 7万人	I 9万人	J 8万人	K 8万人	L 4万人	M 9万人	N 7万人	O 38万人	P 17万人	Q 4万人	R 37万人	S 22万人	T 2万人	U 13万人	V 9万人	W 6万人	X 4万人	Y 2万人	Z 42万人	AA 7万人		
工事	対象金額	1億円～	1億円～	5,000万円～	6億円～	1億5,000万円～	500万円～	1億円～	5,000万円～	5,000万円～	5,000万円～	1,000万円～	5,000万円～	1億5,000万円～	5,000万円～	1億5,000万円～	5,000万円～	3,000万円～	1億円～	1億5,000万円～	低入札対象	5,000万円～	5,000万円～	2,000万円～	5,000万円～	低入札対象	1億5,000万円～	5,000万円～		
	すべて対象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
委託	対象金額	1,000万円～	3,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	500万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	500万円～	500万円～	1,000万円～	1,000万円～	500万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	—	1,000万円～	1,000万円～	500万円～	500万円～	1,000万円～	500万円～	5,000万円～	1,000万円～	
	すべて対象																		●		●									
	清掃	○		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●	
	警備	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●							●	●	●	●	●	●	●	
	受付・案内				●	●		●	●	●	●				●	●	●					●	●	●	●			●	●	
	給食調理・運搬		●			●		●	●					●	●		●						●	●	●			●	●	
	廃棄物収集運搬		●			●			●	●				●										●	●					
	電話交換				●				●						●								●		●				●	●
	保守（設備）			●		●					●			●															●	
	樹木維持管理			●					●								●											●		
	施設管理	○	●								●				●													●		
	学校用務員	○						●																				●		
	車両運行		●																									●		
	宿日直								●																					
	料金徴収												●																	
火葬業務																	●													
工事監理						●																								
対象にしない																				●										
指定管理	対象金額	—	規則で定める施設	1,000万円～	—	1,000万円～	1,000万円～	すべて	1,000万円～	1,000万円～	—	—	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1億5,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	1億円～	—	1,000万円～	—	市長が定めるもの	—	1,000万円～	1,000万円～	1,000万円～	5,000万円～	
	すべて対象							●	●					●				●	●		●		●		●	●	●	●	●	
	上記委託と同様			●		●	●						●				●											●		
	清掃										●																			
	特定の施設		●												●		●													
	対象にしない	●			●						●	●									●		●		●					

「役務の提供に係る業務委託」のみ対象（内規）

「援助団体との契約」、「単価契約」、「国・地方公共団体・財政

資料5

「労働環境報告書」の提出ありとした場合の松本市の適用範囲（案）

(1) 設計金額別件数

業務区分ごと 設計金額区分	工事	コンサル		委託															合計	物品	
		工事監理	その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
				清掃	警備	受付・案内	給食調理・運搬	廃棄物収集運搬	電話交換	保守(設備)	樹木維持管理	施設管理	学校用務員	車両運行	宿日直	料金徴収	火葬業務	小計	その他		
1億5,000万円以上	4							1										1	4	5	
1億円以上～1億5,000万円未満	5																	0	2	2	
5,000万円以上～1億円未満	9				1		1	4										6	5	11	2
3,000万円以上～5,000万円未満	18		4			1		5		1	4	3						14	5	19	
2,000万円以上～3,000万円未満	18		1				1	2				1		1	1			6	8	14	2
1,000万円以上～2,000万円未満	45	1	9	1				2		1	2	7						13	22	35	9
500万円以上～1,000万円未満	40	2	22	2	1			3	1	2	4	5		5				23	31	54	22
100万円以上～500万円未満	37	4	95	16	7	3		29		38	54	31		5				183	215	398	128
50万円以上～100万円未満		3	32	20	4			6		38	17	7		2				94	120	214	148
10万円以上～50万円未満		3	35	34	22			59		142	28	29		8				322	281	603	598
総計	176	13	198	73	35	4	2	111	1	222	109	83	0	21	1	0	0	662	693	1,355	909

(2) 設計金額別件数【※累積】

業務区分ごと 設計金額区分	工事	コンサル		委託															合計	物品	
		工事監理	その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
				清掃	警備	受付・案内	給食調理・運搬	廃棄物収集運搬	電話交換	保守(設備)	樹木維持管理	施設管理	学校用務員	車両運行	宿日直	料金徴収	火葬業務	小計	その他		
1億5,000万円以上	4							1										1	4	5	
1億円以上	9							1										1	6	7	
5,000万円以上	18				1		1	5				0						7	11	18	2
3,000万円以上	36		4		1	1	1	10		1	4	3						21	16	37	2
2,000万円以上	54		5		1	1	2	12		1	4	4		1	1			27	24	51	4
1,000万円以上	99	1	14	1	1	1	2	14		2	6	11		1	1			40	46	86	13
500万円以上	139	3	36	3	2	1	2	17	1	4	10	16		6	1			63	77	140	35
100万円以上	176	7	131	19	9	4	2	46	1	42	64	47		11	1			246	292	538	163
50万円以上	176	10	163	39	13	4	2	52	1	80	81	54		13	1			340	412	752	311
10万円以上	176	13	198	73	35	4	2	111	1	222	109	83		21	1			662	693	1,355	909

114 → 清掃、警備、受付・案内、電話交換、宿日直

資料5-1

【上下水道局】

「労働環境報告書」の提出ありとした場合の松本市の適用範囲（案）

(1) 設計金額別件数

業務区分ごと 設計金額区分	工事	コンサル		委託															合計	物品	
		工事監理	その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
				清掃	警備	受付・案内	給食調理・運搬	廃棄物収集運搬	電話交換	保守(設備)	樹木維持管理	施設管理	学校用務員	車両運行	宿日直	料金徴収	火葬業務	小計	その他		
1億5,000万円以上	2																	0		0	
1億円以上～1億5,000万円未満	6																	0		0	
5,000万円以上～1億円未満	16																	0		0	
3,000万円以上～5,000万円未満	10																	0		0	
2,000万円以上～3,000万円未満	10				1													1		1	
1,000万円以上～2,000万円未満	17				1													1		1	
500万円以上～1,000万円未満	22				1													1		1	
100万円以上～500万円未満	35				4										1			5		5	
50万円以上～100万円未満					3													3		3	
10万円以上～50万円未満																		0		0	
総計	118	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11	0	11	0

(2) 設計金額別件数【※累積】

業務区分ごと 設計金額区分	工事	コンサル		委託															合計	物品	
		工事監理	その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
				清掃	警備	受付・案内	給食調理・運搬	廃棄物収集運搬	電話交換	保守(設備)	樹木維持管理	施設管理	学校用務員	車両運行	宿日直	料金徴収	火葬業務	小計	その他		
1億5,000万円以上	2							0										0	0	0	
1億円以上	8																	0	0	0	
5,000万円以上	24																	0	0	0	0
3,000万円以上	34																	0	0	0	0
2,000万円以上	44				1													1	0	1	0
1,000万円以上	61				2													2	0	2	0
500万円以上	83				3													3	0	3	0
100万円以上	118				7										1			8	0	8	0
50万円以上	118				10										1			11	0	11	0
10万円以上	118				10	0	0		0						1			11	0	11	0

11 → 清掃、警備、受付・案内、電話交換、宿日直

様式第〇号（第〇条関係）

資料6

## 労働環境報告書（工事請負用）

年 月 日

松本市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者氏名

松本市公契約条例第〇条の規定により、次のとおり報告します。なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

契約（工事）件名：

## 【労働条件に関する事項】（労働基準法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 常時使用する労働者が10人以上の場合にあっては、就業規則を作成又は変更した時は、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 ※10人未満の場合は、対象外に○	労働基準法第89条及び106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ 対象外
	2 就業規則を制定した期日は以下のとおりである。（改正している場合は、最終改正日を記入。） 制定日又は改正日（ 年 月 日）	労働基準法第89条	はい・いいえ
労働条件の明示	3 賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条第1項	はい・いいえ
時間外・休日労働	4 法定労働時間（1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定（36協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。 ※労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、対象外に○	労働基準法第36条	はい・いいえ 対象外
年次有給休暇	5 法定の年次有給休暇を付与している。	労働基準法第39条	はい・いいえ
帳簿	6 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	労働基準法第36条 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
賃金	7 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を決めて支払っている。	労働基準法第24条	はい・いいえ
	8 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、法令に従って割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条第1項及び第4項	はい・いいえ
	9 当該契約（工事）に専ら従事する労働者（下請負している場合は、下請負先の労働者を含む。）で最も低い労働報酬下限額（最低賃金）は、以下のとおりである。  1時間当たり_____円（従事する職種 _____）		

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	10 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じて、次の者を選任している。 （1）常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条各号に掲げる業種に限る。）、衛生管理者又は産業医 （2）常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 ※10人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第3章	はい・いいえ 対象外
安全教育	11 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
健康診断	12 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	13 毎年1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。 ※50人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生法施行規則第52条の9	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組み】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
取組事例	14 労働環境の改善のために行っている取組みがあれば、具体的に記入してください。 （例：週休2日制（4週8休）を導入している。）		

様式第〇号（第〇条関係）

資料7

労働環境報告書（委託・指定管理用）

年 月 日

松本市長 様

所在地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号  
 担当者氏名

松本市公契約条例第〇条の規定により、次のとおり報告します。なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

契約（委託・指定管理）件名：

【労働条件に関する事項】（労働基準法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
就業規則	1 常時使用する労働者が10人以上の場合にあっては、就業規則を作成又は変更した時は、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 ※10人未満の場合は、対象外に○	労働基準法第89条及び106条第1項 労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ 対象外
	2 就業規則を制定した期日は以下のとおりである。（改正している場合は、最終改正日を記入。） 制定日又は改正日（ 年 月 日）	労働基準法第89条	はい・いいえ
労働条件の明示	3 賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条第1項	はい・いいえ
時間外・休日労働	4 法定労働時間（1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定（36協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。 ※労働時間の延長又は休日労働を行わない場合は、対象外に○	労働基準法第36条	はい・いいえ 対象外
年次有給休暇	5 法定の年次有給休暇を付与している。	労働基準法第39条	はい・いいえ
帳簿	6 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	労働基準法第36条 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	はい・いいえ
賃金	7 賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月1回以上、一定の期日を決めて支払っている。	労働基準法第24条	はい・いいえ
	8 法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働について、法令に従って割増賃金を支払っている。	労働基準法第37条第1項及び第4項	はい・いいえ
	9 当該契約（委託・指定管理）に専ら従事する労働者（再委託をしている場合は、再委託先の労働者を含む。）で最も低い報酬額（最低賃金）は、以下のとおりである。  1時間当たり_____円（従事する職種 _____）		

【安全衛生に関する事項】（労働安全衛生法）

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	10 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じて、次の者を選任している。 （1）常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条各号に掲げる業種に限る。）、衛生管理者又は産業医 （2）常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 ※10人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第3章	はい・いいえ 対象外
安全教育	11 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している。	労働安全衛生法第19条の2第1項	はい・いいえ
健康診断	12 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行規則第43条及び第44条	はい・いいえ
	13 毎年1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。 ※50人未満の場合は、対象外に○	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生法施行規則第52条の9	はい・いいえ 対象外

【労働環境を更に向上させる取組み】

確認項目	確認事項	根拠法令等	回答
取組事例	14 労働環境の改善のために行っている取組みがあれば、具体的に記入してください。 （例：週休2日制（4週8休）を導入している。）		

### (3) 今後のスケジュール (案)

